

府子本第900号
28文科初第1270号
雇児発1227第3号
平成28年12月27日

各 都道府県知事 殿

内閣府子ども・子育て本部統括官

(印影印刷)

文部科学省初等中等教育局長

(印影印刷)

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長

(印影印刷)

平成28年熊本地震により被災した支給認定保護者に係る利用者負担額の減免事業の実施について

標記については、今般、別紙のとおり「平成28年熊本地震により被災した支給認定保護者に係る利用者負担額の減免事業実施要綱」を定め、平成28年4月14日から適用することとしたので通知する。

貴職におかれては、十分御了知の上、貴管内市町村（特別区を含む。）に対する周知をお願いするとともに、本事業の適正かつ円滑な実施に期されたい。